

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成27年8月27日(木) 19時00分～20時59分

2 場所 第二本庁舎 31階 特別会議室22

3 次第

(開会)

1 委員会・行政職員紹介

2 議事

(1) 家庭養護の現状等について

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、松原委員、宮島委員、武藤委員、横堀委員、
渡邊委員

5 配付資料

- | | |
|--------|--|
| 資料1 | 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿 |
| 資料2-1 | 東京都における家庭的養護の推進 |
| 資料2-2 | 東京都の児童養護施設の現状 |
| 資料2-3 | 東京都における社会的養護の体系 |
| 資料2-4 | 東京都における家庭的養護の制度の比較と沿革 |
| 資料2-5 | 東京都における里親支援体制 |
| 資料2-6 | 養育家庭支援フロー図 |
| 資料2-7 | 東京都における社会的養護児童数等の推移・
東京都と道府県の里親等委託児童数等の比較 |
| 資料2-8 | 養育家庭委託児童の状況① |
| 資料2-9 | 養育家庭委託児童の状況② |
| 資料2-10 | 養育家庭に支払われる経費・里親支援機関事業実績 |
| 資料3-1 | 東京都児童相談所の現状 |
| 資料3-2 | 虐待相談の対応の流れ |
| 資料3-3 | 児童相談所における児童相談(被虐待)への対応フロー |
| 資料4 | 専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール |

開 会

午後7時00分

○中澤育成支援課長 お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、第1回の専門部会をこれから開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。私は、事務局を務めます福祉保健局少子社会対策部育成支援課長の中澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、着席させていただきます。

まず、開会に先立ちまして委員の方の御出席について御報告させていただきます。本専門委員会の委員は、委員が10名、オブザーバー1名の計11名でございます。本日、所用のため2名の委員からは御欠席との連絡が入っております。その他の委員の皆様は御出席ということですので、定足数に達するというのを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、そちらの御確認をお願いいたします。会議次第の次のページからになります。

資料1 「東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿」

資料2-1 「東京都における家庭的養護の推進」

資料2-2 「東京都の児童養護施設の現状」

資料2-3 「東京都における社会的養護の体系」

資料2-4 「東京都における家庭的養護の制度の比較と沿革」

資料2-5 「東京都における里親支援体制」

資料2-6 「養育家庭支援フロー図」

資料2-7 「東京都における社会的養護児童数等の推移・東京都と道府県の里親等委託児童数等の比較」

資料2-8 「養育家庭委託児童の状況①」

資料2-9 「養育家庭委託児童の状況②」

資料2-10 「養育家庭に支払われる経費・里親支援機関事業実績」

資料3-1 「東京都児童相談所の現状」

資料3-2 「虐待相談の対応の流れ」

資料3-3 「児童相談所における児童相談（被虐待）への対応フロー」

資料4 「専門部会（家庭的養護の推進）開催スケジュール」

「その他」といたしまして、クリアファイルに入っております参考資料をお手元に置かせていただいております。参考資料につきましては、毎回事務局で机の上に御用意いたしますので、本日お持ち帰りにならないよう、机の上に置いていただけるようお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第1回目の東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

本日は、8月3日に開催いたしました第2回本委員会において、委員長から専門部会委員として御指名いただいた委員の方にお集まりいただいております。

また、児童福祉法第9条第2項の規定に基づきまして、新たに4名の委員の方に臨時委員として御就任いただいております。

本日、第1回の専門部会となりますので、皆様の御紹介をさせていただきます。部会長に続き、資料1の名簿の順番で御紹介いたしますので、よろしく願いいたします。

部会長の柏女霊峰委員でございます。

- 柏女部会長 淑徳大学の柏女です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 新たに御就任いただきました青葉紘宇委員でございます。
- 青葉委員 青葉です。よろしくお願い致します。
- 中澤育成支援課長 磯谷文明委員でございますが、本日少々遅れて参加の予定になっております。

続きまして、都留和光委員でございます。

- 都留委員 都留でございます。よろしくお願い致します。
- 中澤育成支援課長 新たに御就任いただきました宮島清委員でございます。
- 宮島委員 宮島でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 新たに御就任いただきました武藤素明委員でございます。
- 武藤委員 武藤でございます。よろしくお願い致します。
- 中澤育成支援課長 横堀昌子委員でございます。
- 横堀委員 横堀です。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 新たに御就任いただきました渡邊守委員でございます。
- 渡邊委員 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 オブザーバーとして松原康雄委員でございます。
- 松原委員 松原です。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 なお、本日は欠席でございますが、このほかに副部会長としまして駒村康平委員、また山本恒雄委員に御参加いただいております。

次に、行政側について管理職全員につきまして御紹介させていただきます。

福祉保健局理事、黒田でございます。

- 黒田福祉保健局理事 よろしく願いいたします。
- 中澤育成支援課長 少子社会対策部長、手島でございます。
- 手島少子社会対策部長 手島です。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 幹事長を務めます子供・子育て施策推進担当部長の松山でございます。
- 松山子供・子育て施策推進担当部長 松山でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 児童相談センター次長、横手でございます。
- 横手児童相談センター次長 横手でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 少子社会対策部計画課長、花本でございます。
- 花本計画課長 花本です。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 少子社会対策部家庭支援課長の木村でございます。
- 木村家庭支援課長 木村です。よろしくお願い致します。
- 中澤育成支援課長 児童相談センター事業課長、栗原でございます。

- 栗原児童相談センター事業部長 栗原です。よろしくお願いします。
- 中澤育成支援課長 児童相談センター児童福祉相談専門課長の坂本でございます。
- 坂本児童相談センター児童福祉相談専門課長 坂本でございます。よろしくお願いいたします。
- 中澤育成支援課長 その他、関係職員につきましては資料1のとおりでございます。

それでは、議事に先立ちまして松山子供・子育て施策推進担当部長から、一言御挨拶を申し上げます。

- 松山子供・子育て施策推進担当部長 松山でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、本日より新たに4名の方々に児童福祉審議会の臨時委員として御就任いただくことになりました。本当にお忙しいところ、快くお引き受けいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

前回の専門部会では、昨年10月に社会的養護に関する御提言をいただきました。その中で、新たな東京の里親支援の仕組みをどういう形で進めるのか。関係者等のヒアリングをしながら、都として引き続き検討するよう提案をいただきました。

東京都では、都としての検討を行いながら、今年4月に東京都社会的養護推進計画を策定したところですが、養育家庭制度を中心とする家庭的養護の推進について、今期の審議テーマとして御議論いただくことを希望し、検討の進め方や課題等について8月3日の本委員会において委員の皆様より御意見をいただいたところでございます。

東京都は、これまで国に先駆けて養育家庭制度や児童養護施設、分園型グループホームを創設するなど、家庭的養護を推進してまいりました。養育家庭制度につきましては、平成23年度に児童虐待死亡事例等検証部会報告書をいただき、そこで指摘された多くの改善策を取り入れて支援体制の強化を進めてまいりました。

他方、児童相談所の虐待相談対応件数は急増を続けており、虐待通告に対する初動対応で職員が忙殺されている状況にございます。

これまでの取り組みを振り返りつつ、児童相談所の現状、国の動向を踏まえ、家庭的養護について東京という大都市における今後のあり方を描き出し、さらなる施策を展開していく必要があると考えております。広く家庭的養護をめぐるさまざまな課題について、専門的な視点から議論を進めていただければと思います。

委員の皆様には、具体的な施策の方向性について御審議いただき、来年10月ごろを目途に御提言として取りまとめいただければと考えております。御提言を受けまして、東京都としては家庭的養護のさらなる推進に向けて実効性ある対策を講じていく決意でございます。

長い期間の御審議となりますが、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

- 中澤育成支援課長 それでは、この後の進行につきましては柏女部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 柏女部会長 それでは、部会長に御指名をいただいております柏女ですけれども、始めるに当たりまして一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

今日は皆様方、夜遅い時間にお集まりをいただきまして本当にありがとうございました。また、臨時委員の方々には、これから1年強にわたりましてお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。今日は松原委員長にもオブザーバーとして御参加をいただきながら、第1回目、今日から皮切りで御議論を進めていく形になります。

先ほど松山部長さんから、この専門部会では養育家庭制度を中心とする家庭的養護について、そのあり方を進めていくんだというお話がございました。政府では養育家庭と、それからファミリーホームを含めて家庭養護と呼ぶという定義をして、そして施設の家庭的養護とあわせて家庭的養護を進めていくという形になっているわけですが、東京都ではそうしたことも行われてはおりません。また、養育家庭をどの程度増やしていくのかという目標値も設定をされてはおりません。

そんな中で、1年ちょっとかけて議論を進めて、この養育家庭を中心とする家庭的養護というものをどんなふうに体系づけていったらいいのか。ぜひ皆様方の御意見をいただきながら、目標数値も含めて御議論、御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入っていきたいと思えます。今日の審議テーマは「家庭的養護の推進」ということで、先の本委員会においてこの専門部会を設置して審議をしていくという形になりました。また、今後、具体的な検討事項についても第2回の本委員会において委員の皆様方の御意見をいただきながら調整をしてみたいと思います。

今日は、東京都における家庭的養護の現状など、あわせて家庭的養護を推進する上での具体的な業務を担う児童相談所の現状等を事務局から説明をしてもらった後、意見交換を行って今後の課題等を整理していきたいと考えております。

それでは、まず事務局から資料説明をお願いして、その上で皆様方から一括して御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料説明を事務局からお願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、まず私から、都における社会的養護の現状等について御説明させていただきます。

資料2-1をごらんいただきたいと思えます。「東京都における家庭的養護の推進」です。こちらの資料は、8月3日の本委員会におきまして専門部会の設置を了承していただいた際に、審議事項に関する説明をさせていただいた資料となります。今期の専門部会では、家庭的養護の推進について御審議いただきたいと考えております。

社会養護に関する最近の国の動向を受けまして、都では平成26年の10月に児童福祉審議会より、「社会的養護の新たな展開に向けて - 家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援 - 」という提言をいただいております。支援の必要な子供の生活環境の保障ですとか、子供たちへの適切な支援を実施するための施設養育者の質の向上など、全5項目にわたって提言をいただいております。そのときの専門部会におきまして、家庭的養護の推進についても議論はされておりますが、専門部会からはこの提言の中で新たな東京の里親支援の仕組みをどういう形で進めるのかということは、関係者等のヒアリングをしながら都として引き続き検討することということを提案いただいております。

提言の中では、養育家庭等に関することも触れられております。主なものにつきましては、資料に載せているとおりになります。

この提言でいただいた内容も踏まえまして、今年の4月に東京都社会的養護施策推進計画を策定しました。その中で目指すべき姿といたしまして2つ、1つは「平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進」していくこと。2点目は、「全ての施設において子供一人ひとりに、専

門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化」すること。この2つを掲げてご
ざいます。

今期の専門部会では、昨年の児童福祉審議会の提言の内容を引き継いで発展させる形で社会的
的養護、特に養育家庭等に関する議論についてお願いしたいと考えております。制度の根幹に
かかわる部分につきましては、児童相談所が適切に実施できる体制を構築するとともに、関係
する各機関の特性を最大限に生かすこと、そのためには何が必要かなどについてぜひ御審議
いただきたいと考えております。

この資料の下には、都における社会的養護の状況について、今年の3月現在の施設養護、家
庭的養護、それぞれのデータをお示ししております。社会的養護を必要とする児童の措置の状
況ですが、乳児院と児童養護の施設養護が約7割、養育家庭等ファミリーホーム、グループホ
ームの家庭的養護が約3割という状況になっております。この家庭的養護の3割という数字を、
15年後の41年度にはおおむね6割に引き上げていくことを目指しております。今期
の専門部会で御審議いただきまして、取り組みの推進につなげてまいりたいと考えております
のでよろしく願いいたします。

続きまして、資料2-2をごらんいただきたいと思います。東京都の児童養護施設の現状で
す。

まず、左上の1番、「入所児童数の推移」をごらんいただきたいと思います。こちらは、最近
10年間の児童養護施設の入所状況となっておりますけれども、ここ10年で定員、それから
入所児童の数とも増加をしております。入所率は多少、緩和されてはいるのですが、依然と
して95%を超える入所率で推移をしている状況がわかると思います。

次に、その下の「2.入所児童の状況」です。虐待等の影響によって、情緒的な問題を抱えて
いたり、何らかの個別的なケアを要する児童の割合について平成18年度と26年度を比較し
たものです。対象となる実人員は平成18年度の約5割から、平成26年度は約7割に増加を
しているという状況が見られます。

その右上にあります、「施設の小規模化の状況」です。児童養護におきます小規模化の状況
ですが、平成26年4月現在、グループホームの定員が790人ということで、児童養護施設
定員全体の約4分の1となっております。本体施設で実施している8名以下のユニットケアと
合わせますと、児童養護施設定員全体の約4分の3まで小規模化は進んでおります。

その下、「グループホームの状況」です。グループホームの数ですが、都の制度として開始以
降、徐々に増加傾向にあったわけですが、家庭的養護を進める都の取り組みとともに、
国からの通知なども発出されたこともありまして、平成17年度あたりから大きくその数が増
加していることがわかりいただけるかと思います。

続きまして、資料2-3をごらんいただきたいと思います。「東京都における社会的養護の体
系」の図となります。

まず、左の図をごらんいただきたいと思います。都はこれまで国に先んじて養育家庭制度で
すとかグループホームの設置を推進してきておりまして、養育家庭、ファミリーホーム、グル
ープホームを家庭的養護、児童養護施設の本体施設、乳児院を施設養護と位置づけております。

資料の左側は社会的養護の体系図となっておりますが、右側は児童の成長に伴ってこの体系
図の中にあるさまざまな資源、機関などがどのように関係していくかということを児童の年齢
軸に対応した形で図示をしたものになります。現在、このような体系のもとで社会的養護に関

する施策を進めております。

次に、資料2-4をごらんいただきたいと思います。「東京都における社会的養護の制度の比較と沿革」になります。この表は、都が家庭的養護として推進しております養育家庭、ファミリーホーム、グループホーム、それぞれにつきまして制度と沿革をお示したものになります。少々細かい表ですので、主なところの御説明とさせていただきます。

まず、一番左の養育家庭です。養育家庭に預かっていただく児童の委託数ですが、1名～4名となっております。支援者の体制ですが、主たる養育者の年齢が25歳以上65歳未満であること、配偶者がいない場合には主たる養育者が児童養育の経験か、保健師、保育士等の資格を有していること、かつ養育者を補助できる20歳以上の同居家族がいることが条件となっております。

養育家庭の数ですけれども、平成27年3月末現在、登録家庭数が462家庭、委託家庭数が256家庭、委託児童数が351名となっております。

制度の沿革になりますが、都が国に先駆けて昭和48年に養子縁組を目的としないで児童の養育をしていただく「養育家庭」制度を創設しております。同時に、都内の施設9カ所に「養育家庭センター」を併設しまして、養育家庭に関する全般的な対応を業務委託いたしました。その後、30年、大きな見直しなく制度の運用をしてまいりましたけれども、社会的養護を必要とする児童の状況が変化して、虐待を受けた児童を初めとして状態像が多様化している中で、養育家庭の登録数や委託家庭数が増えなくなったこと。また、それまでの積み重ねの中で児童相談所側の養育家庭に対するかかわりが薄く、遠くなってしまったことなどの状況を踏まえまして、平成13年度末に養育家庭センターを廃止しまして、以後、児童相談所が直接支援を行う体制に移行しております。

一方、国ですが、平成14年に専門里親と親族里親を創設しましたが、養育里親と養子縁組里親につきましては一体のままきておまして、これが分離されたのが平成20年になります。

続きまして、ファミリーホームです。こちらは、児童の定員は5名または6名、支援者の体制は一つの家族を構成している2人の養育者と1人以上の補助者、養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は1人の養育者と2人以上の補助者となっております。

「ファミリーホーム」の設置数ですが、平成27年3月現在、養育家庭移行型が13ホーム、児童現員が58名、法人型が3ホーム、児童現員が15名となっております。

制度の沿革ですが、昭和57年度から試行を開始しまして、昭和60年度から「里親型ファミリーグループホーム」として本格実施をしております。国の制度が創設されたのが平成20年となります。

続きまして、グループホームです。グループホーム事業ですが、現在国に先駆けて都単独で開始しました施設分園型グループホームと、国、制度としての地域小規模型グループホーム、小規模グループケア地域型ホームの3つがございます。

定員ですが、地域小規模型が6名、施設分園型と小規模グループケア地域型がおおむね6名となっております。

支援者の体制は、原則として男女各1名の専任職員、日中業務における補助職員等、必要に応じてその他職員となっております。

設置数と児童定員になりますが、平成27年3月現在、施設分園型が56ホーム、340名、地域小規模型が62ホーム、372名、小規模グループケア地域型が16ホーム、96名、合

計134ホーム、808名となっております。

制度の沿革ですが、こちらもファミリーホームと同様、昭和57年度から試行を開始しまして、昭和60年度に施設分園型ファミリーグループホームとして本格実施しております。その後、国が地域小規模型のグループホームを平成12年、小規模グループケア地域型ホームを平成16年に制度化いたしまして、都においても国の制度化を踏まえ、それぞれ開始しているところでございます。

以上、ごらんいただいたように、都における家庭的養護の取り組みにつきましてはかなり早い時代から開始しまして、これまで継続して推進してきている状況です。

続きまして、資料2-5をごらんいただきたいと思います。東京都における里親支援体制をあらわした図になります。現在、養育家庭等の里親と委託児童への支援ですが、児童相談所を中心に児童養護施設、乳児院、東京養育家庭の会、それから地域が連携して実施しているところです。平成24年度からは、都内全ての児童相談所に1名ずつ里親支援機関の里親委託等推進員が派遣されておりまして、現在3つの里親支援機関が児相と連携をしながら訪問支援等を行っております。

児童相談所の支援ですが、養育家庭等の里親が居住する地域を所管する児相が里親の担当、児童の措置児相が子供担当としまして、お互い連携、協力をしながら支援を行っております。

児童養護施設と乳児院ですが、対象児童のアフターケアですとか地域の里親への支援等を担っております。東京養育家庭の会は、都から委託しております里親研修の実施機関としての役割を担っていただいているほか、当事者として里親の相談に乗ったり、行事やサロンの開催などを行っております。

これらの里親支援にかかわる関係機関が児童の委託に伴ってどのようにかかわっているのかという流れをお示ししたものが次の資料となります。資料2-6をごらんいただきたいと思います。こちらは、「養育家庭支援フロー図」です。委託候補となる児童について、養育家庭に打診があってから交流、委託と進みまして、その後の流れの中で支援側の児童相談所、施設、里親支援機関等が現在どのようなルールのもとにかかわっているのかということをお示ししております。

一番上が養育家庭、子供との引き合わせから委託に至ってという流れをお示しております。候補児童が上がりましたら、申し込みをするかどうかということをお示しして、希望があれば推薦をするのが里親担当の児相になります。候補児童を決定して申し込みのあった養育家庭の中から委託する候補家庭を選定するのは、児童相談所の子供担当の役割となっております。

候補児童が上がりましたら、申し込みをするかどうかを養育家庭へ打診して推薦し、候補として決まりましたら、児童を引き合わせて交流の開始をします。児童の状況にもよりますが、初めは養育家庭の方に施設に来ていただいて施設の中で交流をしてもらって、慣れてきたら外出、外泊という形に進めていきます。最後に長期外泊を行って、最終確認の家庭訪問を経て委託という流れです。委託に向けましては親担の児相と子担の児相、児童の措置施設が連携しながら支援を行っております。

里親支援機関につきましては、長期外泊の開始から支援に加わっておりまして、委託初期のところでは特に頻回に家庭訪問を行います。子供を委託後は年に1回、自立支援計画策定時には必ず児童相談所が家庭訪問をするほか、里親支援機関も頻回に家庭訪問をする時期が過ぎまし

たら、半年に1回程度の巡回訪問を実施しております。その他、必要に応じて家庭訪問等も実施している状況です。

また、施設に配置しております里親支援専門相談員も支援の輪に加わっておりまして、交流の支援ですとか、委託後のアフターケアとして家庭訪問等も実施していただいているところです。

それでは、続きまして資料2-7をごらんください。「東京都における社会的養護児童数等の推移」、左側のところをごらんいただきたいと思います。左上は、社会的養護が必要で養育家庭や施設で措置されている児童数の推移になっております。措置人員は一旦、児童人口の減少等に伴って減少しておりますが、その後、被虐待児童の増加等の影響等もあって増加しております、ここ数年は3,900人台での推移となっております。

内訳を見ますと、社会的養護に占める家庭的養護の割合は昭和48年度は5.5%でしたが、養育家庭等へ委託される児童が徐々に増加していることと、それからグループホームの数が飛躍的に増えたということによって、平成26年度における家庭的養護の割合は31.7%となっております。今後、15年間でこの割合をおおむね6割にするというのが先ほどお話をした推進計画での目標となっております。

その下が、「養育家庭等の登録家庭数の推移」のグラフとなっております。登録家庭数は徐々に増加しております、平成26年度は平成14年度の約1.7倍となっております。委託家庭数、委託児童数も増加傾向にはありますが、増加は緩やかとなっております、ここ数年は横ばいの状況となっております。

右側は、「東京都と道府県の里親等委託児童数等の比較」です。

まず円グラフですが、こちらは都道府県別の里親等委託児童数となっております。委託数の多い10都道府県で、全体の半数以上を占めている状況です。東京都は、北海道に次いで2番目に里親委託の児童数が多い状況となっております。

その右は、先ほどの円グラフにお示ししている10都道府県における里親等委託率を見たものです。

その下のグラフは、里親等委託率の全国と東京都の推移となっております。東京都についても徐々に委託率の増加はしておりますが、全国の伸びのほうが著しく、以前は都の委託率のほうが高かったのですけれども、平成20年度に逆転をしている状況があります。

続きまして、資料2-8をごらんいただきたいと思います。「養育家庭委託児童の状況①」ということで、1つは「平成25年度末に委託中の児童(338名)の状況」について少しまとめたものです。

まず、年度末時点と委託開始時点の年齢別割合ですけれども、年度末現在の年齢は6歳以下が21%、7歳~12歳が45%、13歳~15歳が19%、16歳~18歳が15%となっておりますが、その児童が委託された時点の年齢を見ますと57%が3歳以下で、全体の約8割が6歳以下となっております。

その下は「委託期間別児童割合」ということでお示ししておりますが、3年未満が約3割、3年以上5年未満が約2割、5年以上が約5割という状況となっております。

右側が、「平成25年度の新規委託児童(50名)の状況」です。新規委託時の年齢ですが、6歳以下が46%と多い状況になっておりますが、中学生年齢以上18歳までの年齢も44%と、比較的高年齢の児童も委託されている状況でございます。

その下は、「平成25年度の解除児童（64名）の状況」です。解除時の年齢ですが、高校生年齢の16歳以上のところが45%と多くなっております。

その下、解除時の委託期間ですけれども、5年以上が約半数ですが、1年未満も3割となっている状況でございます。

続きまして、資料2-9の「養育家庭委託児童の状況②」をごらんいただきたいと思っております。左側、「乳幼児の委託児童数」です。これは養育家庭、それから養子縁組里親への過去5年間の乳幼児委託の数を見たものです。養育家庭につきましては、新規委託の半数近くが乳幼児となっておりますが、その内訳を見ますと乳児の委託につきまして非常に少ない状況となっております。

真ん中が養子縁組についてですが、こちらも同様に乳児の委託がほとんどない状況となっております。

右側、5番は「養育家庭の委託・解除・登録」についてですが、平成14年度以降の養育家庭への委託・解除状況と登録状況のデータをこちらでお示ししております。新規の委託児童数、それから年度末の委託児童数とも、ここ数年は多少増減しながらも横ばいの状況となっております。

その下は、「養育家庭の委託解除理由別内訳」となっております。平成14年度以降の養育家庭の委託解除理由の内訳をお示したものです。最近の12年間の状況をまとめますと、満年齢や就職による解除が全体の約2割、措置変更が全体の約3割となっている状況です。

次に、資料2-10をごらんいただきたいと思っております。まず左側ですが、「養育家庭に支払われる経費」をお示ししております。委託される児童の年齢によりまして、支給される経費の内容は少し異なります。都は、国基準の単価に一部上乗せをしている状況です。具体的には括弧内が国基準となっておりますので、例えば表の右側に記載しております2人目以降の里親手当は国基準ですと3万6000円、都は上乗せして5万5000円ということになっております。その他、一般生活費等も同様に都の上乗せがございました。

右側は、「里親支援機関事業実績」となります。里親支援機関事業は平成20年度から開始しまして、平成24年度から都内11の児相全てで展開しております。現在、3カ所の里親支援機関が11児相を分担して、各所に1名ずつ里親委託等推進員を配置して実施しております。こちらは、過去3年間の実績を表にまとめたものになります。

都における社会的養護の現状についての説明は、以上となります。

○木村家庭支援課長 引き続き、私から「東京都児童相談所の現状」について御説明します。

資料3-1をお開きください。まず「相談件数の状況」ですけれども、近年、増加傾向にございまして、平成20年に比較して26年度は1.3倍の件数となっております。帯グラフの数字になってございます。平成16年に児童福祉法の改正がございまして、相談受付の窓口が区市町村に16年10月からなったというところで、一旦19年に落ちたのかなということで、その後、伸びているというようなところでございます。

逆に、被虐待相談件数につきましては平成16年と比較しまして2.7倍の件数になって右肩上がりに伸びているというような状況になっております。虐待につきましては、平成16年度には相談の中の内訳は9.9%だったものが4分の1を占めているような状況となっております。

これに対して「職員配置の状況」ですけれども、虐待が増えている中で児童福祉司につきましては1.5倍、児童心理司につきましては1.9倍に増員してございます。

ただ、上の虐待の伸びに対してはそれ以上の配置というふうにはなっていないような状況でございます。

次に、右上の「一時保護の状況」でございます。こちらにつきましても、平成16年度、平均保護日数は29.6日、平均保護人数が125.5人だったのが、26年度につきましては保護日数が42.1日、保護人数については218.7人となっております。こちらも、右肩上がりに伸びてございます。

これに対して、保護所の定員も増やしてございます。こちらの資料には載っていないのですが、平成17年に128人の定員だったものを、平成26年には192人ということで1.5倍の定員増を行って対応しています。それによって入所率のところですが、大体100%で推移しているということで逼迫している状況には変わりないという状況でございます。

それで、その下のところ、一時保護所に入ってくる理由ですが、非行とか育成とか、そういったものは16年度から横ばいなのですが、虐待の一番左の棒グラフについては右肩上がりに伸びているというような状況になっているところなんです。

次に、資料の3-2です。虐待からの流れと、それぞれ業務の流れに応じての困難性を示している資料でございます。左側の虐待通告から入りますと、緊急受理会議を行いまして安全確認、調査を行ってございます。このとき、児相は臨検・搜索とか、つまり鍵を壊してでも家の中に入れる権限を与えられております。それで、一時保護を行う場合につきましては大体通常1カ月から2カ月、子供をお預かりしまして、その間、各種診断を行い、家に戻すか、施設に入所させるか、援助方針を決定してございます。

それで、保護者の中には施設入所を認めない方もいらっしゃいます。その場合は児童福祉法第28条の規定に基づき、家庭裁判所による審判を経て施設入所させることとなります。こうした親子を引き離しておきながら、それを元に戻すということも行っておりまして、それは非常に難しいところとなっております。

また、広域的な調整が重要となっております。例えば過去オウム事件があったときには単独の児相だけではなくて都の全ての児相を挙げて対応したという過去の対応の経緯もございます。

また、転居を繰り返すようなケースも昨今多くなりまして、そういった場合も広域的な調整が必要となっております。一時保護をする場合も、保護者の中には粗暴な方もいらっしゃいまして、身近な場所に子供を保護すると危険な場合がございます。そういったときには、広域的な調整を行っているところなんです。

また、非行についても同じように同じグループの子供を一時保護所に入れられないということで、都内6カ所ございますが、児童を引き離して保護しているところでございます。

施設入所につきましては、都は63の児童養護施設を所管してございまして、男女、年齢等を踏まえて広域的な調整を行って入所を行ってございます。その中で施設不調を起こす場合もございまして、そういったときには一時保護で対応したり、広域的な調整を行っているところでございます。資料3-2の説明は以上でございます。

次に、資料3-3でございます。「児童相談所における児童相談（被虐待）への対応フロー」と、これに対してどういう人員が配置されているかということをお示しした資料でございます。基本的には真ん中の地区担当の児童福祉司が中心となって業務に当たっていくんですけれ

ども、例えば虐待の初動対応につきましては虐待対策班、これは平成15年度から設けてございまして、それぞれ職員を配置して対応しているところでございます。

また、先ほど申し上げたとおり家庭復帰のところは難しいというようなことも申し上げました。そういったところには家庭復帰担当司、これは今年度からつけているところです。また、家庭福祉支援員につきましても平成15年度からつけて対応してございます。

また、下のところに今回養育家庭のところが中心のテーマになってございまして、養育家庭親担当の司をつけているということと養育家庭専門員、養育家庭の相談や交流などを担当する職員を平成16年度からつけて対応しているところでございます。こうした対応をしながら、児童相談所の体制を強化しながら各種相談業務に当たっているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○柏女部会長 事務局からの説明はこれで終わりということではよろしいでしょうか。

○中澤育成支援課長 はい。

○柏女部会長 今45分になろうとしておりますが、1時間弱ほど御意見を頂戴できる時間があるかと思っておりますので、今、御説明いただいたことについての御質問でも結構ですし、また、御意見をいただいても結構です。今日は、今後この議論をこの部会で審議していく課題とか、それらの方向性などについて幅広く総括的に御意見を頂戴できればと考えております。

さはさりながら、今回のテーマは養育家庭等を中心とする家庭的養護の推進についてということでございます。それ以外のことももちろん、虐待対応とか、児相のあり方とか、施設養護のあり方とか、御意見や御質問もあるかもしれませんが、できれば養育家庭等を中心とする家庭的養護の推進についてというものを団子の串にしなごう御意見を頂戴できればと思っております。

資料2-7をごらんいただきますと、右下のところですが、先ほど事務局から御説明がございました。東京都は、家庭的養護自体は全国トップクラスの進展をもっているわけですが、殊、養育家庭は全国的には里親ですが、委託というのは10年ちょっと前は全国の平均よりも多かったわけですが、いわば施設の家庭的養護を進めているうちに、それが抜かれてしまって全国からかなり遅れをとってしまうという現状になっているわけです。

これを進めていくためには、どうしていったらいいのか。つまり、養育家庭の委託率を推進していく。あるいはファミリーホームも含めてですけれども、推進していくためにはどうしたらいいのか。そこについての議論をこの専門部会で行っていくというのが中心テーマになろうかと思っております。そうした点も踏まえまして、御意見を頂戴できればと思っております。

それでは、どなたからでも結構ですでお手をお挙げいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、磯谷委員お願いします。

○磯谷委員 すみません。遅参いたしました。ひょっとしたら説明があったかもしれませんが、養子縁組がどのくらい成功と申しますか、なれさているのかというのはどこかに出てきましたでしょうか。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○松山子供・子育て施策推進担当部長 今日お示ししたデータでは、資料2-9の中に乳幼児の部分についてはお示ししているんですけれども、先生がおっしゃっているのは特別養子縁組全体ということですね。それについては、すみません。乳幼児の部分しか今お示しはしてござい

せん。

○中澤育成支援課長 ただ、すみません。特別養子縁組ですので6歳までということになりますので、この(2)のところは平成26年度で申しますと新規委託児童13ということになるのかと思います。

ただし、これは児童相談所が扱ったということです。

○磯谷委員 では、これは基本的には委託をするものは全て裁判所の許可が出ているという理解でよろしいですか。

○中澤育成支援課長 ほぼそういうことになります。

○柏女部会長 よろしいですか。

では、関連で宮島委員お願いします。

○宮島委員 今日初めてなので少し黙って聞いていようと思ったのですが、今の点にちょっと不明な点を感じたものですから…。資料2-9の6のところ委託解除理由別内訳というのがありますが、この解除の養子縁組というのが実際に里親委託をしていて養子縁組が成立した実数なのかと思って聞いていたのですが、そうであるのか、ないのかということです。

○松山子供・子育て施策推進担当部長 このデータは、養子縁組ではなくて普通の養育家庭にいた方が後に養子縁組されたというデータでございます。それによって、措置が変わったということです。

○柏女部会長 関連してですけれども、今、磯谷委員からお話のあった養子縁組についてはこの家庭的養護の中の検討の一つに部会に入れるということは可能なのでしょうか。

○中澤育成支援課長 資料4のところでスケジュールの御説明をしようかと考えているんですけども、来年度の部会にはなってしまうんですが、新生児委託につきまして少し御議論いただく回がございますので、その中では新生児委託という観点ではありますけれども、養子縁組の関係もそこで御議論いただけるかと思っております。

○柏女部会長 わかりました。では、養子縁組も検討を排除するものではないということでもよろしいでしょうか。たしか、26年の審議会の報告の中でも養子縁組のあり方が十分議論されていないということで、「おわりに」のところ課題として述べたと思いますので、ではそれも視野に入れながらということを進めていきたいと思います。ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

では、都留委員お願いいたします。

○都留委員 資料2-9のところの6番の「養育家庭の委託解除理由別内訳」で養子縁組になった件数というのが一番上だと思うんですが、一番数の多い「その他」というのは例えばどんな理由なのかというようなことを教えていただければと思います。

○柏女部会長 お願いします。

○中澤育成支援課長 幾つかあるんですけども、例えば家庭復帰ですとか親族への引き取りですとか、その辺のことでしょうか。あとは、措置変更ではないということになると大人の施設、例えば知的障害の施設ですとか、通勤寮とか、その辺かと思われます。

○柏女部会長 都留委員、よろしいですか。

○都留委員 はい。

○柏女部会長 では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 合わせて同じような質問なんですけれども、その6の「措置変更」ですが、どこ

に措置変更したのかということだとか、できれば「その他」のところもそうなんですけれども、6番はもう少し内訳というんでしょうか、それがわかるといいかと思います。次でもいいかと思いますが分かれば報告していただきたいと思います。

○中澤育成支援課長 わかりました。口頭で申しわけないんですけども、措置変更につきまして行き先ですが、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、それから知的障害児施設というのも一部ございます。あとは、自立援助ホームあたりでしょうか。その辺が、全部合わせると3割くらいになるかと思っています。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。ほかはいかがですか。
では、どうぞ。

○武藤委員 資料2-2の「東京都の児童養護施設の現状」というところで、この左の下に児童養護施設の「入所児童の状況」ということですが、どういう問題を抱えた子供たちが入所しているかということがこれで見るとわかると思うんですけども、養育家庭等で生活している子供たちの発達状況とか、そういうものというのは今までデータとして取られたことがあるかどうか。

以前は大きく問題がない子供たちを養育家庭に委託するとしていたのですけれども、今は割といろいろ発達や虐待を受けている子供たちを含めて、情緒的な問題を持っている子供たちの入所がだんだん多くなってきているのではないかと思っているんですけども、そういうデータというのは今までとったことがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○中澤育成支援課長 先ほどお示したような年齢ですとか期間などはまとめたものはあるんですけども、例えば抱えている問題がどのような状況かとか、その辺のデータというのはちょっと持ち合わせていない状況になります。

○柏女部会長 ほかにいかがですか。
どうぞ、宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。今日すぐにはわからないと思いますので、もし次回までにわかったら調べて教えていただけたらと思うんですが、同じ2-9の6の先ほどの「措置変更」の件です。年度を追ってみると、3割という説明でしたが、近年を見ると26年度は43%でしょうか。その前も37、37、34、40と、かなり高率になる。

児相センターが事務局になっている全国児童相談所長会の調査がありますが、そこに参加させていただいたのでんですけども、養育の不調が、たしか25%程度、その当時あったように記憶しています。やはりこの中身を丁寧に調べることが、子供自身の幸せに関わり、里親さんの傷つきも深くなりますのでとても大事なことだと思います。この措置変更の中には相当数の養育の不調というものがある可能性があると思うので、例えば年齢別とか、ここにあげられた年度の全部は無理だと思うんですけども、近年の中身について調べることがもしできたら貴重な資料になるんじゃないかと思っていますので要望したいと思います。

○柏女部会長 いかがでしょうか。

○中澤育成支援課長 できる範囲でということになるかもしれませんが、調べてみたいと思います。

○柏女部会長 ほかにどうでしょうか。
では、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 武藤委員の質問にちょっとかぶるのですけれども、この2-2の左下の2番の「入

所児童の状況」という部分についてです。「児童養護施設入所児童の状況」について養育家庭の部分はデータをお持ちでないというお話だったと思うのですが、この「入所児童の状況」のソースはどこから出てこられたのですか。

○中澤育成支援課長 毎年一定の時期に各施設に調査をしております、それをまとめたものとなっております。

○渡邊委員 各施設からの情報をもとにということですね。わかりました。ありがとうございます。

○柏女部会長 ほかは、いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○青葉委員 私は質問というよりも、第1回目ですので3点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

1点目が、家庭養護と家庭的養護の言葉の使い方が東京都の方針と、それから世間一般、国の方針とで違っておりますので、部会を通じて調整できればありがたいと思っております。

我々は家庭養護を目指しているわけで、そのところで家庭を何も区別するとか、差別するとか、そういう意味ではなくて、やはりそれぞれの役割が一生懸命やっているんだということを知って頂ければと思います。数は少ないけれども評価していただいて次のステップにつなげるようにするためには、定義といいますか、言葉の使い方をきちんと了解したほうがいいと思っております。

家庭的養護の中に家庭養護を入れてしまいますと、何かわからなくなってしまう。そろそろ東京都も家庭養護と家庭的養護といいますか、今のところ家庭養護がじり貧状態にあるということはもう皆さん御承知のとおりで統計にも示されておまして、実は展望がないというようなところもあります。我々はその中でこれから頑張ってまいりますので、その後ろ盾になるためにも家庭養護と家庭的養護という使い方をもう少し整理していただければありがたいと思っております。

一応、それを踏まえて社会的養護の三本柱ということで、我々はその家庭的養護という一本を担っているんだという思いがあります。確かに力は、まだ数も少ないし、トラブルもたくさん抱えておりますので余り大きなことは言えませんが、これからの展望を考えると家庭養護を推進するという旗をぜひ東京都として掲げていただきたいと思います。ここでの部会でのこれからの御審議をよろしく願いたいと思っております。

それから2点目として、今日臨むに当たって、支援のあり方というところで里親仲間ですとヒアリングをしてみました。どんな支援がいいのか、どんなものを望んでいますかというようなどころをいろいろまとめてまいりまして、要するに頼れる存在、支援者に頼れるようになりたいということです。それから、子供の先行きについての確かなアドバイスをいただきたいということです。

我々は失敗もしますし、いろいろなことがありますので、転ばぬ先にアドバイスをいただきたい。そういう支援者といいますか、支援をいただきたいということでした。

細かいことはたくさん出てくるんですが、最終的に皆さんの意見で一致したところは、支援者は管理者になるのではなくて、里子、里親とともに一緒に歩む存在になってほしいというのが最終的な意見だったと思っております。

そんなところが一番根っこにありまして、2-6の資料をごらんください。この図の中で非

常に象徴的に出ているのがあるんです。細かい項目については、このとおりで実践されていてすばらしい。これからも推し進めるのですが、私が申し上げたところのポイントは、この養育家庭の欄とその下の欄が二本線になっているんです。これは里親でない気がつかないんですけども、多分見やすくするために二本線にしたのでしょうか、私の目から見るとこの二本線が深くて幅の広い二本線に見えるわけです。つまり、一緒に子育てしようというスタイルがこの図からは実は見えないんです。

二本線から下のグループは、いろいろカンファレンスとか何とかで縦軸につながっておりまして、内部でいろいろ協議をしているわけです。それとは全く別で、里親が全く別の存在としてあるというところが問題と考えております。

これでいくと、どんな組織をつくっても、里親、養育家庭は不満が残ります。それから、どんな人がやってもうまくいかないというか、不満が残るといえるか、愚痴が出るということになります。それでお互いの非難をしたり不信になるということで、この二本線を消すような方策が何かないかと思っております。

それには、養育家庭も相当努力をして自己変革をして、この下のグループといろいろ平等に話し合いができるように我々も努力しなければいけない。この二本線が私の場合には深い谷間に見えるということだけ最初に申し上げておきたいと思っております。

それを踏まえると、里子を理解した上で支援をお願いしたいという希望が圧倒的に強いのです。つまり、子供の顔や子供の行動を見ないで支援をどうするんですかということなんです。従来の里親支援という里親の支援だったんですけども、どうも我々は今までやってみると、里子の支援と一体になって初めて効果が出るんだろうと思っております。

そんなことがあります、どうしても子供を中心に置いて、里親も、それからこの支援する側も同じパートナーシップといいますか、目的を持って、パートナーシップを組んでチームで子育てをしていったらどうだろうか。そうすると、トラブルもかなり少なくなるのではないかと。

つまり、子供を中心に皆が支援者になる、同じパートナーになるというスタイルにこの部会を通じてつukれないかと、期待を持っております。

もちろん、里親としては当然パートナーを組む以上、パートナーとなる以上は厳しいですね。自己変革とか、甘えが許されないとと思っております、それはそれでこの席で御指摘いただいて今後の施策としていったらどうかと思っております。

それから3点目です。これは乳幼児の問題と言えらるかも知れませんが、実は幼児さんのマッチングで里親は大変に時間がかかって苦労しています。これは、人見知りが始まったり、いろいろな難しい時期にマッチングの提案がくるというところで、しなくてもいい苦労をしているのではないかと思います。これは、専門の方がいらっしゃいますので後でコメントをいろいろなところでいただきたいんですけども、このマッチングの難しさは愛着形成に絡んで何かあるというか、何か関係しているのではないかと。そんなことも踏まえて、子供も苦労しているわけですから、お互いに何か新しい試みがつukれないかと思っております。

大人になるという成長するに従って、思春期になったり、小学校に入っても、なかなか実は難しい子供がいます。虐待とか、いろいろな背景があるんでしょうけれども、その子供たちの過去についていろいろお話を伺うと、どうも乳幼児期に何かあったんじゃないかということ、私の経験上ですけども感じております。とても無駄なことをもしかするとやっているのかなと、上手に乳幼児期をこなせばもう少し子育てはスムーズにいくのかなと思っております。

す。

そんなところもありまして、乳幼児期については子供の安全の問題もありますので乳児院を中心に、従来の支援システムに加えて乳児院をベースにした手厚い何か新しい試みができないか。乳児院のノウハウとスタッフがそろっておりますので、何かできないかなと思っておりまして、この部会に期待しているところです。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。とても貴重な御意見、あるいは里親、養育家庭の方々の思いを踏まえた御提言をいただきました。

1つ確認です。1点目の提案のことですけれども、資料2-3に「東京都における社会的養護の体系」というのがあって、ここに今おっしゃられた家庭養護というものを位置づけしてほしいということですが、東京都における社会的養護の体系の中には家庭養護という概念はないわけですけれども、それを新たに入れていくとすると、その左端の養育家庭等とファミリーホームの2つを合わせたものを四角で囲んで家庭養護とするということではよろしいでしょうか。

○青葉委員 その辺の分類の仕方はこの席でいろいろ御議論いただければと思います。私たちが家庭養護ということで、自分の家に子供を招き子育てをするというスタイルを、数は少ないんですけども守って将来、花を咲かせたいと思っております。夫婦が一体となって子供を自分のうちで看るというあたりの線は守っていききたいという思いがあります。

○柏女部会長 わかりました。政府は、養育家庭等とファミリーホームを合わせて家庭養護というふうに定義をしているということですが、それにこだわらないけれども、そうしたもの、夫婦でのもの、ひとり親も恐らく入ると思いますけれども、それらも含めて定義を東京都なりにしてほしいという御意見というふうに拝聴いたしました。

あとは支援のあり方、あるいは幼児期のマッチングのあり方についての工夫、新たなシステムをつくってほしいということなど、貴重な御意見を賜りました。今後の議論の論点として、とても大切なことではないかと思っております。ありがとうございました。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 今、青葉委員のお話を聞いておまして、里親さんたちのニーズというんでしょうか、もうちょっとこんな支援が必要なんだとか、そういうことは今、里親会では多分この調査をされたのかどうかわからないんですけども、今回提言としてまとめるまで時間があるので、もしされていなかったら、この際でするので里親さんにどういうニーズがあるのかということは調査をして、具体的にデータとして出して、これだけのことが必要なんだということを出したほうがいいんじゃないかと思っています。

例えば、この前、国に全里会が要望していたのは、里親手当が低過ぎるのでもうちょっと上げてもらえないかということ率直に要求をしておりましたけれども、この里親手当で本当にやっていけるのかどうかとか、いや、これでは足りないということを含めて率直にニーズ調査をしたほうがいいんじゃないかと思っていますので、青葉さんがさっきおっしゃった部分はどれだけの方々の意見が反映された意見なのかというのはちょっとわからない部分もありまして、今まで東京都としてそういうことをされたのかどうかも含めて、全体的には1年ちょっとかけて論議をするということなので、ぜひ里親さんたちの本音なり、要望なり、そういうものを聞いた方がいいんじゃないかとちょっと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。第4回で有識者ヒアリング、養育家庭等へのヒアリングで個別の御意見を伺うことは予定されてはいるんですけども、それとは別に今、武藤委員が

おっしゃった手当の関係とか、あるいはどういう支援があったらいいかというような要望等についての調査もあったほうがいいのではないかという御意見なんですけれども、都で今までそういうデータはつかんでいるのでしょうか。今、既にあれば次回でも結構なので出していただければと思いますし、なければ少し調査の方法などもお考えいただけるといいかと思ったのですが。

○中澤育成支援課長 今、持ち合わせているものではそういった調査の結果等はない状況にあります。

○柏女部会長 それでは、例えば全数調査はなかなか難しいとか、そういう場合はあると思いますけれども、抽出調査とか、それらの方法で11月に間に合うようにということまでは考えませんが、来年度の中旬、10月までの間なので、いろいろな要望等をお聞きするようなことは里親会と連携をとりながらやれないことはないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○中澤育成支援課長 青葉委員と具体的には少し内容等も相談させていただきながら、できる範囲でやっていきたいとは思っています。ちょっとお時間をいただくことにはなるかと思えますけれども。

○柏女部会長 そういうことで、よろしいですか。

では、それに関連して宮島委員をお願いします。

○宮島委員 関連すると思えますので、お聞きし、意見も申し上げたいと思います。里親養育、里親制度というものは、第一義的には子供のニーズを満たすものだ。次には、実親のニーズを満たすものだ。それを実現するために里親養育を支援するのだと思います。そこに里親のニーズが発生するのであって、ちょっと間違ってしまうと、里親のニーズ調査だけをしてしまうのでは偏ってしまうときがある。

青葉委員が、「一番中心は子供なんだ。そのことが忘れられてはならない。その子供の福祉を実現するために里親と、例えば委託機関や児童相談所は対等なパートナーであるべきなんだ。」とおっしゃいました。先ほどは、「対等とまでは言わないけれども…」ということでしたが、いや、対等だと言った方がいいと思うんですが、そこでニーズ調査を行うという場合にはちょっと気をつけなければいけないことがあるんじゃないかと。

たしか、養子と里親を考える会とか、幾つかの民間の調査でも同様の調査があつてとても優れたものだとは思いますが、先ほどの里親制度は3つの支援の統合だという視点がちょっと失われたまま実施されてしまっているのではないかと。そうすると、結果が、どちらかという里親さんの、子どもの委託者であり、一番期待している児童相談所への苦情の羅列みたいな傾向になりかねない。ちょっと注意が必要だと思います。

○柏女部会長 その調査をするときの調査の手法等々についての考え方ですね。それについての貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

では、どうぞ。

○渡邊委員 日本は確かに家庭養護の促進という意味ではほかの一部の児童福祉先進諸国と呼ばれている国々に比べると確かに後進国であることは間違いないと思いますが、今、青葉委員のお話を聞いていて、日本もやはりそういった国々が踏んできたいろいろな課題をようやく踏みつつあるのかなと思って、ある意味、ネガティブに捉えるのではなくて前向きに捉えたいとお話をお話を聞いていました。やはり子供中心に養育家庭がやっていかなければいけない。これ

はもちろんですし、私は養育者の声が聞かれるというか、養育者の声が制度、ソーシャルワークに反映されるということは確かに重要なことだと思います。

ですけれども、宮島委員がおっしゃるように、では何が中心なのか、何が一番大事なのかということ考えたときに、支援者と、そして支援を受ける側というスタイルのソーシャルワークというのはすごくオールドファッションなんですね。モダンソーシャルワークというのは、特に家庭養護などというのはその典型だと思いますが、養育者とソーシャルワーカーが本当にチームを組んで、どちらが先に相手を巻き込んでいくのかということ、もちろんソーシャルワーカーが養育者である里親さんを巻き込んでいって同じチームとしてやっていくというスタイルをとらなければいけないのです。

先ほど、冒頭に部長から「切れ目のない養育」という言葉が出てきましたけれども、切れ目のないということをするためには、やはりソーシャルワーカーが切れ目のないそういうチームワークをきちんと組んでいくことがすごく重要だと思うのですね。

例えば、その調査をしたときに非常にいい意見、あるいはよくないかもしれないけれども、場合によっては利己的なニーズが出てきたときに、それをどう処理していくのかということもやはり出てくると思うのですね。そこはもちろん調査方法を気にしなければいけないのですが、それを反映させていくときに、そもそもそれを実践するためのチームワーク、モダンなソーシャルワークというものが実践できる体制があるのかどうかということ、やはりここでももっと議論されていかなければいけないと正直思います。

それで、養育家庭の皆さんが信頼できると先ほどおっしゃいましたが、信頼できるような状況、もちろん養育家庭は開かれることも必要ですし、透明性も大事だと思います。扉の向こうで何が起きているかわからないという非常に危険性を伴う養育形態ではあるのですが、その危険性をより安全なものにしていくためにも、その働きかけというのをソーシャルワーカーがしていかなければいけない。あるいは、ソーシャルワークを実践する者がそういった状況をつくっていくのがまず先なのではないかと思っております。

それから、青葉委員の意見にこれもつけ加えさせていただきたいと思うのですが、家庭養護と家庭的養護の議論です。家庭養護と家庭的養護の言葉の違いというのは、恐らく国連が出している代替的養護ガイドラインからきているのだらうと思うのですが、その言葉が2つあるというのは必ず2つの意味があるわけです。家庭養護であれば家庭養護でしか得られない子供の利益がある。そして、家庭的養護であれば家庭的養護を必要とする子供がいるということが大前提だと思うのですね。

そうだとするならば、恐らくこの先そういう議論が進められるのでしょけれども、この場で東京都の社会的養護の中に、子供たちの中の一体どれぐらいの子供たちが家庭養護を求めているのか、家庭養護を必要としているのか。あるいは、家庭的養護を必要としている子供たちは一体どういう子供たちなのか。そして、施設養護を必要としている子供たちは一体どういう子供たちなのかということの分析があって、そしてこういうカテゴリーがその後についてくるべきものだらうと個人的には思いながら、恐らくこれからそういう議論も進むと思いますけれども、そういうふうにお話を聞かせていただきました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、横堀委員お願いします。

○横堀委員 既に出されておりますいろいろな意見や御質問と重なり合うところもあ

れども、何点か出ささせていただきたいと思っております。

先ほど、青葉委員の意見を大変心に響かせながら聞いたんですけれども、資料2-6で拝見します「養育家庭支援フロー図」というものを見ましたときに、養育家庭とほかの支援担当者との連携というのは果たしてどういう形になっていくことが望ましいか。それも含めて、この部会で一生懸命検討するということだと理解をしております。

そういう意味では、東京都はいろいろ先駆的な事業を行っているという流れがあるわけですが、例えば戻りまして資料2-4のところで、平成21年から里親支援機関事業をまずは1児相で開始をしながら、里親支援機関事業を全11児相で開始をした平成24年を迎えております。

その間に杉並事件などもいろいろありまして、都としてのいろいろな御努力と、それから工夫の結果がこういう形にひとつつながっているのだろうと理解をしておりますが、一方で各社会的養護の施設に里親支援専門相談員が配置という動きに伴いまして、里親さんにとしてみると非常に支援を担当する関係者が数多くて、一体、誰にどういう支援をお願いしていいのかわからないというような実感を生んだところがあり、いろいろまだそれは議論の途中なのかなとも受け取っております。

ただ、都としては、この平成21年に里親支援機関事業を1児相で開始したところから、やはりもう7年目で積んでいるものがあって、いろいろな成果と課題が支援の担当者の手の中にいろいろと実感されているのではないかと思います。

そういう意味で、ちょっと具体的な提案といたしましては、里親支援機関事業を具体的に担ってきた方たちのヒアリングをぜひこの部会の中でしていただけるとありがたいと思っております。青葉さんたちは本当に養育に日々、御尽力されている里親さん御自身が見えている風景と、実感されていること、そしてまた支援にかかわる児童相談所から見えていること、そして家庭訪問などしながら里親さんの家庭にいざ足を運ぶ里親委託等推進員の方たちが実感として、里親さんは例えば問題ないと思ってもちょっと心配を感じたとか、または彼ら、彼女らはそれなりの立場で里親養育に普段触れていると思いますので、支援の担当として経験を積んできた方からのヒアリングをぜひ入れていただきたいと思います。

もう一つは、東京都として、またこれだけの規模で社会的養護のさまざまな施策を動かす中で、里親支援専門相談員として各施設に配置がされました方の業務も、よその自治体とまたちょっと違う形で区分しながら整理していると私自身は受け取っているのですが、都としては今のところどういうアイデアでその事業の区分というものを施設の担当者や里親支援機関に求めてきたのかという御説明をもうちょっと詳しい資料で次回いただきながら、具体的な検討がより細かくできたらと思います。

その際に、また、ここまで広げるか、また、御判断があると思うんですけれども、施設と一口に言いましても、乳児院と児童養護の施設ではやはり里親委託、それから推進、その後のフォローアップで少し温度差があるように思います。それは、担当している子供たちの年齢と状況が少し違うからということももちろんあるわけですが、そういう関係者がどういうふうに課題に向き合っているかということもくみ上げながらこれから探っていく必要があると思いますので、今日、冒頭に現場の関係者の声をくみ上げながらということが強調されてきましたので、そういう関係者の声をどのように拾うかということを少し工夫してこの部会をやっていく必要があるかと思っております。

最後に、細かなところで教えていただきたいことを、後日でも構わないんですけども、お願いとして申し上げたいんですけども、資料3-1のところに「一時保護の状況」というのが書いてあります。日々、里親さんに接していますと、一時保護委託でも里親や養育家庭が使われているということがありますので、養育家庭に一時保護委託をしているケースがどのくらいあるのかということもまた教えていただきたいと思います。保護所では学校に通えませんが、養育家庭にお願いをした場合には子供たちは学校に行けるというメリットもあると理解していますので、ちょっとそのケースを後で教えていただきたいと思います。

最後に、お聞きできるかどうか、それもまたいろいろな御判断があると思うんですけども、児童相談所の虐待の相談の受理件数を拝見しますと昨年度が非常に増えておりまして、そういう中でこの里親委託の推進や、また支援の展開というのも非常に昨年度、大変な状況もいろいろあったということを里親委託等推進委員会などでも聞いております。

そういう意味では、やはり児相として委託の推進や、その後の支援に当たって、どういう課題を抱えているかということも目指したい方向をお聞かせいただくとともに、課題として伺うこともとても有効ではないかと思っておりますので、さまざまな関係者の声と先ほどから申し上げてしまっておりますけれども、なるべくこの場で抱えながら今後を考えていくほうが実施においては非常に有効ではないかと思いましたので、お願いを含めて申し上げました。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。幾つかヒアリングや、それから調査等を通して現場の声をしっかりと拾いながら進めてほしいという御意見が出ているんですけども、前回、児童福祉審議会の専門部会で、それこそ都型の専門機能強化型施設のあり方の議論をしたときには、それぞれ施設長や職員等に調査をして、そしてその結果を分析したもの、集計したものを出していただいた上で議論を重ねていったということがあったかと思っております。

今回の御意見を踏まえると、その里親さん、養育家庭さんの御意見だけではなく児童相談所として何を抱えているのか、あるいは里親支援機関の方々の思いとか、そうしたものを少し丁寧に拾いたいということがあると、そういう調査というか、それを都として、もちろん全数である必要はないとは思いますが、拾い上げて提供していただくというようなことは、ここにお呼びするということもいいんですけども、それだと限界があります。回数等もそんなに開かれないので、それを事務局で拾い上げていただくというようなことは御検討いただけますでしょうか。どうでしょうか。

○木村家庭支援課長 こちらで日々、委託に関してどういう課題があるのかという話はしていますので、そのレベル感でできるところで御提供できればと思います。統計的にその裏づけがあるというような形ではなかなかできないと思うんですけども、こんな意見が出ていますよということであれば、もしかしたらできると思いますので。

○柏女部会長 そうしたレベルでもいいのかとは思っていますので、ぜひ生の声を少し拾い上げていただいてテーブルの上に出していただくと、より議論が深まるかと思うのですが、児相はそういうことですけども、里親支援機関とかはいかがでしょうか。

○中澤育成支援課長 支援機関は、各児相に今、派遣している3つの機関の推進員さんに御意見を聞くということは可能だと思います。

○柏女部会長 わかりました。あとは、この部会の開き方も少し工夫をしながら、例えば里親支援機関であればそれこそ渡邊委員とか、あるいは都留委員とかもいらっしゃいますので、そう

した方々に話題提供をしていただいたり、あるいはその職員の方々に話題提供をしていただくというようなことも含めて考えていければと考えますが、そういうことでよろしいでしょうか。

では、できる限り声を拾っていただく。それで、里親さんについてはもしかしたら今、幾つか渡邊委員や宮島委員から挙げた調査手法の問題等もありますけれども、御意見をいただきながら調査を試みるというのでもいいのかなというようなことは思いました。

そのことについては、例えば調査を実施する前に、調査票について個別に御意見を聞いていただいたり、あるいはメールで各委員の意見を聞いていただいた上で実施をしていただくというようなこともちょっと御検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、武藤委員お願いします。

○武藤委員 あとは、前回の専門部会でも、当事者の人たちの代表として「日向ぼっこ」の事務局から来ていただきました。当事者の人たちの意見を代表的に言える人に来ていただいて話をしてもらって、非常に感銘を受けたという部分もあって、里親で里子さんの意見もある程度集約もしながら、代表的な発言をどなたかしてくれるような方がいらっしゃれば、長時間聞くということにならないかもしれないんですけども、直接来ていただくと非常に良いと思います。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。そうした点も含めて、ヒアリングが入っておりますので、その中で検討していければと思います。ありがとうございます。まだ、時間があと15分ほどありますので。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 1点は、今まで語られた中で出てきた言葉について今一度整理をしておきたいという願いから申し上げたいと思います。あとは、今後の委員会のために、ぜひこの点を検討してほしいという項目を幾つか申し上げたいと思います。

1つ目の言葉の整理で、青葉委員が言ってくださった管理という言葉ですけども、管理はしないでくれということの場合で、上から目線の管理というのは絶対に嫌ですし、決めつけられたり、勝手に決められたのは嫌なわけで、通常、管理という言葉はネガティブなマイナスのイメージとして語られると思うのですが、実践者を支えるという面では管理というのはとても重要なことだと思っています。

スーパーバイズというものを考えたときに一番重要なのは管理で、それこそ実践者が傷つかないこと、その先にいる当事者の利益が損なわれないこと、それを全部含めて管理をすると、そこがスーパーバイズの中心にあると思います。

児童養護施設や乳児院でも、ケアワーカーの方に勝手にやらせて、失敗したら「何をやっているんだ」と責めるようなことはあってはならないことです。「こういうところを注意してね」、「こういうときは応援するからね」、「こういうときは絶対報告してね」とか、「定期的に顔を出すよ」とか、こうゆうことをきとんとやって行く。これこそがまさに管理であり支援だと思います。

上から目線で決めつけるようなことは絶対しないでほしい。

ただ、今、申し上げたような管理はぜひとも必要である。まさに、委託児童は家庭の中に、私的な領域の中に子供を受け入れるわけですけども、それは、知事の名のもとで委託する公の養育なので、きちんとした意味での管理はどうしても必要だということを忘れてはな

らないと思います。それが言葉の整理で申し上げたかったことなのですが、ぜひとも検討の中に入れていただきたいと思うことが5点あります。

1つ目は里親の要件についてです。先ほどの説明では、都では単身者はだめで、基本的に20歳以上の同居者がいて、且つ、保育士は持っている。「且つ」ということなんですか。

○中澤育成支援課長 そうです。

○宮島委員 全国の児童養護施設入所児童等調査の結果などを見ると、里親は、かなり高齢化が進んでいて、1割ぐらいの方はもう単身になっているような状況があります。単身ではダメということが場合によってはその子供の養育の継続性を奪う可能性もあるし、やはりひとり親でも、きちんとしたサポートを受ければ、そういう方が里親になっていくということもあるかと思えます。菊池みどり先生がフランス等の里親制度について御紹介してくださっていますが、むしろひとり親の方できちんと養育が担えてサポートがある場合には、積極的に里親になっていただくことがあるとお聞きしています。この辺の里親の要件についてもぜひこの部会の中で検討していただきたいと思えます。

2点目は、都でこの里親支援の仕組みの中に親担、子担というのがある。この親担、子担というのは、当然、子供の利益を中心に考えたり、目の前の養育者である里親さんを中心に考えたりということを目指したものであると思うんですけども、時々ここに難しさが出ていて、意見の不一致等も生じて里親さんが混乱することがあるというお話が私の耳にも入るときがあるんです。客観的にどうかはわからないんですけども、声としてはあるのです。今日の説明で居住地とかによって分担するという整理はわかったんですが、ぜひ次回、親担、子担の実質的な役割分担なり整理がどうなされているか、あるいは今後どうするかをお聞きしたいと思います。

3つ目として、里親委託の準備の間に交流期間を設けますよというのがあるって、これが非常に長期になってしまうということがあると聞いています。年齢によっても違う、保護要件によっても違うべきだと思うんですけども、なかなかその整理の仕方がきちんとされていなかったり、語られていなかったりする。しかも、長期になる場合には全て里親さんの持ち出しによって施設等へ通っているという御負担にもなっているということも聞いていますので、ぜひ委託準備の交流のあり方についても検討の一つにしてほしいと思っています。

あと2つです。申しわけありません。4つ目として、今日の資料の中にはたしかなかったように思うんですけども、里親委託されている子供と実親との面会交流のことです。これが、やはり国の児童養護施設入所児童等調査でも7割から7割5分は全く交流がないというような実態が報告されています。ただ、家庭養護、家庭に迎える養護を増やすためには、やはり面会交流がある子供も、家庭での養育から排除されない仕組みをどうしてもつくらなければいけない。そうだとすれば、誰かが仲立ちしたりしないとトラブルが生じる。

やはり家庭養護を増やしていく。家庭での養護を増やしていくためには実親との面会交流を進めて、実親が排除されない里親養育にしないといけないと思えます。ここをぜひとも一つの検討のポイントにしていただきたいと要望します。

最後ですけれども、ゼロ歳児の委託はたしか事前に検討の対象にするというふうに書かれていますので期待しているのですが、先ほどの配布資料を見ても5年間で5人程度の非常に少ない数のようです。実際、面会交流を長くやっていると1歳を過ぎちゃったという話もよく聞きますので、やはりゼロ歳児の委託について、どちらかというところある程度その子どもの発達の状

況を見極めてという形に現在のスタンスはあるように聞いているんですけども、それで本当にいかどうかというあたりについて、ぜひとも検討の対象にしていただきたいと要望します。

○柏女部会長 ありがとうございます。とても大切な5つの論点について提示をいただきました。ぜひ取り上げていければと思います。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 3点だけ指摘をさせていただきます。第一に柏女先生も、それから松原先生もいらっしゃって、国も今ちょうど児童相談所のあり方だとか、それから里親のあり方だとかを含めて検討しているということなので、国の動向をしっかりと把握するということが大事だと思っております。

でも、先ほど松山部長の挨拶の中に、大都市東京としてあるべき里親支援のあり方といえますか、それから国に先駆けてこの養育家庭制度をつくってきたという部分もありますので、東京独自の思い切ったと言っはいけないんですけども、里親を拡充し、支援をするというようなシステムを大いに予算もかけてつくっていくんだという気概を持ちながらやっていく必要があるんじゃないかということを感じましたので言わせていただきました。

それから2点目に申し上げますと、資料2-3のところに「東京都における社会的養護の体系」の図ということで、この中に以前から私はこういう席で言わせていただいたんですが、なかなか家庭的養護だけでは対応できないような子供たちも大都市東京にいるということで、今、連携型の専門ケア機能といいますか、事業というか、それがモデル事業ですけども試行されたということで、ここらあたりの取り組みというのは私としても非常に注目をしているところであります。

ですので、まだモデル事業ということなんですけれども、ここの社会的養護の体系の中にもしっかり位置づけをしながら、やはり治療的なケアができるということも合わせて今、取り組もうとしているんだということを明確に打ち出したらいんじゃないかと思って、ちょっと抜けていたものですから指摘をさせていただきました。

それから3点目ですけども、資料2-5の「東京都における里親支援体制」のところで、各区市町村の子供家庭支援センター等が養育家庭への相談支援をやっているということです。これも以前、ここで前の専門部会でも話になったんですけども、各市町村の子供家庭支援センターでの取り組みに温度差があるということで、積極的にこの養育家庭というか、里親の支援をやっているところの事例だとか、それから全体的にそれがどうなっているのかということがつかめれば、これからのあり方についてちょっとキーポイントにはなってくるという可能性があるものですから、ぜひ東京都としてつかめる範囲でいいんですけども、この区市町村がどう里親支援をしているかということの情報があれば、次回でも御提示いただければと思います。以上です。よろしくをお願いします。

○柏女部会長 ありがとうございます。大分、時間も押してきましたけれども、よろしいでしょうか。

では、磯谷委員お願いします。

○磯谷委員 すみません。雑な発言なんですけれども、私はこの児童福祉そのものについては特に専門ではないので、先ほどお話を聞いていて、確かに里親さんが子育てをしていく中で、例えばソーシャルワーカーと一体となってチームを組んでというお話があつて本当にそうだと思うんですが、例えばそれは一体誰がやるのか。そのあたりについては、何か児童福祉の研究で、

こういうふうなものが望ましい形なんだとか、そういうのはあるものですか。それとも、余りそういうものはないものですか。

要するに、里親支援のあり方というものについて、研究から何かモデル的なものというものは出るのかということがよくわからないと思いました。

それからもう一つは、もしこれから政策的にさまざまなオプションがあるのであれば、そのオプションのメリット、デメリットとか、現実的か、非現実的かというところも含めて整理して議論していかないと、何となく例えばこの支援も皆で頑張っただけで支援しましょうというような、区市町村もあります、何もありませんみたいな話というのは私は何か違うんじゃないかと思っていて、やはりそれぞれの役割というところもきちんと整理をしなければいけないんじゃないかと思っています。そういう意味で、オプションを意識して、その利点、欠点とか、そういったものも整理しながら議論していければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。資料2-5を拝見させていただいて一見、相談支援の先がたくさんあって、選択肢がたくさんあっていいなというふうにはばっと見、そう感じるかもしれませんが、先ほどのチームワークを組んでやっていくということ、信頼関係を本当に築いていくということを考えたときに、相談支援の相手がこれだけたくさんいて、どことどうやって養育家庭さんはこの信頼関係を築いていかなければいけないのか、よくわからないではないでしょうか。

この形ですと、養育家庭さんが相手を選んで、そして受け入れて初めてこれが成り立つ形なのだろうと思うんですね。もし、これから東京都で本当に大都市、国際都市東京として新しいことをという話であるならば、それこそ新しい仕組みをつくるぐらいの、これがありきではなくてもっと現実的に実践可能な、もっとという研究ベース、あるいは海外の実例等も含めながら実現可能な仕組みをつくっていくことがこの会議でできたらいいなと思いました。

それから、この支援体制と絡んでいくのですが、リクルートは一体誰がやるのかこの支援体制ではよくわからないんです。リクルートと絡んでのお話ですが、東京都さんの登録養育家庭数は増えているが、委託している家庭は横ばいというか、若干減っているという事態を見て、非常にユニークなデータだなと思って拝見させていただきました。実は、某自治体で1年間の調査をしたときに、新規の要養護児童の委託先としてケースワーカーの皆さんに調査をとって、どういう養育形態がその子供にとってふさわしいのかというデータをとったんですね。そうしたら、半分以上は家庭養護が望ましいという調査結果が出たのです。でも、実態としてはその自治体は非常に委託率が低い地域です。

そして、その調査では、なぜ委託しないかという一番大きな理由は実親家庭、実親の了解が得られないということでした。

2番目の理由として、そんなに1番目と大きな差はないのですが、里親がないという回答が出ました。私はその数字を見たときに、個人的な意見として登録している里親がないのではなくて委託できる里親がないということだろうと思ったんですね。そうすると今、登録している里親家庭、養育家庭の東京都のうち、なぜここに委託できないのかという分析が必要ですね。それは、本当にリクルートからかかわってくる非常に重要なお話だろうと思うのです。

信頼できる、あるいは信頼関係が築ける。そして、強み、弱みを本当にわかっている。そし

て、児童相談所のケースワーカーも自分たちの望んでいることを相手がちゃんと理解してくれているという感覚のもとにこういうチームワークを組んでいくとするならば、では果たして養育家庭の強み、弱みを一体誰が一番よく理解しているのか。そして、子供担当に誰がこの家庭の強みはこうなんだと胸を張って言えるのか。そこがクリアされないと、本当に数字だけ追いかけていくと、結局不調、あるいは子供を危機にさらすことになりかねないと思いましたので、ぜひここでもしそういう機会があるならば、その部分についても情報をいただきたいというか、調べていただきたいと思ってお話を聞いておりました。以上です。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

時間も押しておりますので、委員長から何かございますか。

○松原委員 それぞれ専門の委員の方なので、大体留意すべき点は出てきたんじゃないかと思えます。

東京は国に先駆けて養育家庭制度をつくりました。ということは、当時からいち早く里親というものを社会的養護を担う施設等の中に想定をしたんです。そのことは、非常に大きいと思います。そういう意味ではその社会的な役割を担うという大きな役割があって、子供の生活する場が家庭であるということが特徴になっているんだろうと思います。

そう考えたときに、同じ担い手の中で東京は専門機能強化型は63分の43ですから、相当数3分の2ぐらいのところを機能強化しなければやれないぞというふうに位置づけているわけです。では、それだけのものを今の養育家庭に準備できているかということ、なかなかない。

では、その委託をする子供の特徴で区分をしているかということ、そこも2-3を見るとはっきりはしないので、一定の役割分担を期待した中で、どういう子供を対象にして何ができるのかということ一度議論してみなければいけないと思います。

それとの関連で、もう出ておりましたけれども、実親さんとの協働、それをコーディネートするのはどこなのかということも考えなければいけないと思います。

措置委託のところは、法の縛りもありますから児童相談所が担うことになると思います。その後、磯谷委員がおっしゃっていましたが、どこがサポートするのかということについては、それは児童相談所じゃなくてもいいかもしれない。ただし、ではそういうことを担えるところが今あるのかということ、なかなかない中で、時間は短いですがけれども、ここの議論をしている間に一定の青写真が出てくれば、それはそれで東京都らしいものが出てきますし、青葉委員がおっしゃっていた信頼関係をつくってパートナーシップもということでも一定の効果があるのではないかと考えてお話を聞いておりました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

たくさん意見が出ていましたが、ちょっと出ていなかったことで1つだけ申し上げたいと思いますけれども、里親支援に当たっての区市町村とのネットワークの話をひとつ考えておかなければいけないのだろうと思いました。

横堀委員から、委託一時保護を里親さんにすればその間、転校しなくてもいいし、学校にも行けるという話もありましたし、近くの里親さんに措置委託することができればその子は転校する必要がないわけです。

それからもう一つは、その里親さんのリクルートの話ですけれども、一時預かり事業とか、あるいはファミサポの方が一番里親さんに近い。つまり、昼預かっているのが一晩、家で寝てもらえば里親さんになるわけですので、もう既にある区などはファミサポの方が一晩預かった

りしているわけなので、つまり里親さんがもういらっしゃるわけで、でも里親の認定は受けていない。それで、一時預かりをしている。昼夜の一時預かりをしているというような例もあるので、区市町村としっかりと組むということがとても大事なんだろうと思いました。

そういう意味では、福岡市などでは校区里親ですね、つまり、中学校区に1人、2人、里親を必ず配置することにして、そしてそこにいわば地域のネットワークをつくっていくといった構想も考えているようです。

あとは、東京で養育家庭センターのような施設がやっていくということだけでは、やはり東京の場合は無理がある。つまり、施設の空白地帯がある。特に城東地区とか、あの辺には施設がないということを考えると施設だけではだめで、NPOも積極的に養成していくとか、かかわっていただくということがとても大事になってくるんだろうと思います。

磯谷委員の先ほどの御質問関係で言えば、里親については渡邊委員が一番詳しいかもしれませんが、やはり施設支援のモデルと、それからNPOのモデル、それぞれ日本でもあって、それがメリット、デメリットがありますので、例えば施設だとショートステイができるけれども、NPO型の場合はなかなかそれができないとか、そういうようなメリット、デメリットがあるので、それらを組み合わせながらやっていくことがとても大事になってくるのだらうと思いました。そういう意味では、そうした区市町村との関係のあり方なども論点として入れていただけるとありがたいと思いました。

あとは、まとめることはいたしませんけれども、たくさんの概念の整理の話から具体的なミクロレベルの話、またはメゾレベルの話、さらにはマクロレベルの話まで出てまいりましたが、それらを区分けしながら、整理しながら最終提言には持っていければと考えております。

それでは、ここまでのところで、今いただいた御意見を事務局と検討させていただいた上で論点を整理して、そして次回改めてお示しをしていきたいと思っております。今、申し上げたようにマクロレベル、メゾレベル、ミクロレベル、いろいろなレベルが入口のところと出口のところとか、いろいろな意見、論点がありましたので、まとめるほうもちょっと苦労はされるかもしれませんが、そこは優秀な東京都の事務局の方々ですので、しっかりとまとめていただけるのではないかと思います。

その論点について整理をしていくことを前提に、今後の部会での検討の進め方、それからスケジュールについて事務局で案を作成していただいておりますので、それに基づいて少しお話をさせていただければと思います。

○中澤育成支援課長 それでは、資料4をごらんいただきたいと思っております。

本日、第1回を開催させていただきました本専門部会ですけれども、来年度、平成28年度の10月中旬まで全9回の開催を予定しております。今年度開催する第5回までの日時につきましてはスケジュール表のとおり確定しておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、委員の皆様、よろしくお願いたします。

事務局での開催スケジュールと、あとは審議内容の案ですけれども、次回の審議内容につきましては「委託促進に向けた体制強化」と「養育家庭の開拓と資質の向上」について、そして第3回は第2回までの御意見、議論を踏まえまして「家庭的養護の推進に向けた課題整理」を行いたいと考えております。

そして、第4回は養育家庭制度に関する有識者のヒアリング、第5回につきましては第4回のヒアリングの内容等も踏まえまして先ほど来、委員の皆様からいろいろ御意見が出ています

各機関の役割とかも踏まえて「委託促進と支援充実に向けた関係機関との連携」、それから「親族里親について」、ここでひとつ御審議いただければと考えてございます。

第6回以降は来年度になりますけれども、まず第6回としまして新生児委託に関する有識者のヒアリングを考えております。

その次は、第6回のヒアリングの内容も踏まえて「新生児委託について」の御審議をいただいて、第8回、第9回の2回で報告書の中身について検討いただければと考えております。

簡単ですが、説明は以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

この案について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。大体こうした流れで進めていってよろしいでしょうか。課題が前後したり、あるいは付加されたりというようなことはあるかもしれませんが、そこは少し柔軟に考えながら、大体の検討としてはこういう形で進めていければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柏女部会長 ありがとうございます。第3回のところで課題整理という形になりますが、恐らく来年度の事業というか、新規事業というか、予算的なものにも反映させるということになるかと思しますので、第2回目の議論もとても大切になるかと思しますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

内容については、次回の委員の皆様の御意見をいただきながら課題整理についてはまとめていきたいと考えております。

今日の審議は以上になりますけれども、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

臨時委員の方々、積極的な御発言に感謝を申し上げます。これからも、本委員の人がしゃべれないくらいぜひいろいろな御意見を出していただければと思います。

それでは、事務局から連絡事項などがあればお願いをいたします。

○中澤育成支援課長 それでは1点、次回第2回の部会ですけれども、先ほど資料4にございましたとおり9月8日火曜日の19時から開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、本日の配付資料につきましてはお持ち帰りいただいても結構ですし、机上に残していただければ後日郵送させていただきます。

事務局からの連絡は、以上です。

○柏女部会長 それでは、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後8時59分